

《欠席等による経過観察一覧》

※欠席報告や毎日の体調報告等の実施を前提に、欠席に関しては補講・追試・レポートの活用等の対応により、成績や進級に不利益がないよう配慮を行います。

(1) 欠席して経過観察

報告先	① 発熱・症状が出現した時		② 患者(確定例)と濃厚接触が判明した時 ※参考欄を参照	③ 濃厚接触の相手 がPCR検査等の 対象になった時	④ 海外から 帰国した時 原則禁止	⑤ ワクチン接種後 副反応が生じた時 接種部位の痛み腫れを除く
	①A 臨床実習中 (web実習も含む)	①B 学内講義のみ				
学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係
欠席期間	発症後8日かつ薬剤を服用していない状態で症状が消失して3日経過するまで。 (図1参照)	症状が消失して1日が経過するまで。 (図2参照) ※流行状況に応じてAの対応に準じる場合があります。	患者(確定例)と最後に接触した日から14日間経過するまで。 ※保健所等の指示でPCR検査等を受けます。	相手の検査結果が判明するまで登校を控える。 相手が陽性の時は②の対応をする。	帰国後、14日間経過するまで	症状が消失するまで。 翌日から登校可能
体調の報告先	保健管理センターに毎日体調報告 ※報告は最終日の翌日まで hokekan@sapmed.ac.jp	保健管理センターに毎日体調報告 ※報告は最終日の翌日まで hokekan@sapmed.ac.jp	保健管理センターに毎日体調報告 ※報告は最終日の翌日まで kansatsu@sapmed.ac.jp	検査の予定に応じて決定する。	保健管理センターに毎日体調報告	保健管理センターに体調報告 kansatsu@sapmed.ac.jp

【学内連絡先】


- 学務課学務・学生支援係
内線 21820、E-mail: gakum@sapmed.ac.jp
- 保健管理センター
内線 22050、E-mail: hokekan@sapmed.ac.jp
- 休日対応電話
090-1526-9785



発熱など体調不良で医療機関に受診の際は事前に相談を!

①かかりつけ医がいる方は かかりつけ医に電話
②かかりつけ医がいない方は 下記の相談窓口へ電話 (全て24時間対応)

○札幌市 札幌市救急安心センターさっぽろ #7119 または 電話: 011-272-7119
○小樽市 発熱者相談センター 電話: 0570-080185
○旭川市 健康相談窓口 電話: 0166-25-1201
○函館市 受診相談センター 電話: 0120-568-019
○上記以外 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 電話: 0800-222-0018



●感染が疑わしい時、診断をされた時(PCR検査に関する事項)

	⑩ PCR検査が 必要になった時	⑪ PCR検査の結果が 陰性だった時	⑫ PCR検査の結果が陽性だった時 (感染が確認された時)
報告先	学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係
本人の対応	<ul style="list-style-type: none"> 結果が確定するまで検査を実施した機関から指示された場所で待機する。 発症2日前からの行動や接触者、接触状況などを確認します。 <p>重要! 必要となったら速やかに報告を!! 濃厚接触に該当する相手に登校を控える連絡をする必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良により検査を実施した場合は、症状消失まで欠席する。 登校再開は①参照。 患者(確定例)と濃厚接触が判明して検査を実施した場合は②参照。 <p>※登校再開 14日間の注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク着用、手指衛生などの対策を徹底する。 14日間サークル活動は認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 入院治療、または自宅や宿泊施設で療養をします。 入院や療養の期間はハンドブックの10ページや厚生労働省ホームページで確認をしてください。 学校保健安全法では「治療するまで出席停止」としていますが、本学では下記の通りとします。 (下記「治療とは」参照) <p>1) 退院や療養解除の目途がいたら、学務課 学務・学生支援係に報告をしてください。 (必ず登校再開前に報告)</p> <p>2) 登校再開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●臨床実習中の学生 退院等の基準を満たした後(自宅に戻った後)14日経過した後に登校再開とします。(附属病院職員に準じる)その間、保健管理センターに毎日体調報告をする。 ●上記以外の学生 退院等の基準を満たした後(自宅に戻った後)登校可能ですが、⑩の※と同様の対応とともに14日間保健管理センターに毎日体調報告をする。 体調の報告先: hokekan@sapmed.ac.jp
他の学生 接触者の 対応	濃厚接触に該当する相手は③の対応をする。	健康観察を徹底し、症状が認められる場合は、①の対応をする。	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触と認められた者は②の対応をする。 濃厚接触者に該当しない場合は⑦その他に記載事項の全てを実施する。

(2) 登校しながら経過観察

	⑥ 病院見学等で 北海道外へ行く時	⑦ 同居家族に微熱・発熱、 風邪症状が認められた時	⑧ 同居者が濃厚接触者とな った時	⑨ その他 ※参考欄を参照
報告先	事前に 学務課 学務・学生支援係	臨床実習中の時は 学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係	学務課 学務・学生支援係
学生の 対応	<ul style="list-style-type: none"> 事前に目的地の流行状況、移動制限の有無を把握する。 見学中は配布された注意事項を厳守する。 帰礼後 指定日に検査をします。結果判明まで登校(実習)を控える。 マスク着用、手指衛生などの感染予防対策を徹底する。 体温測定、症状観察の実施を厳守し、症状が出現した場合は、欠席・早退して自宅療養する。(①参照) 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、手指衛生などの感染予防対策を徹底する。 1日2回の体温測定と症状観察の実施を厳守する。 症状が出現した時は、欠席・早退して自宅療養する。(①参照) 同居家族がPCR検査等の対象になった時は③参照 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用、手指衛生などの感染予防対策を徹底する。 1日2回の体温測定と症状観察の実施を厳守する。 症状が出現した時は、欠席・早退して自宅療養する。(①参照) 同居家族がPCR検査等の対象になった時は③参照。 	<p>下記を基本とし、状況に応じて対応を追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク着用、手指衛生などの感染予防対策を徹底する 1日2回体温測定、症状観察の実施を厳守する。 症状が出現した時は、欠席・早退して自宅療養する。(①参照) 濃厚接触者がPCR検査等の対象になった時は③参照。
体調の 報告先	臨床実習中の場合は帰礼後14日経過するまで保健管理センターに毎日体調報告 ※報告は最終日の翌日まで kansatsu@sapmed.ac.jp	臨床実習中の時は保健管理センターに毎日体調報告 ※報告は家族の体調が回復するまで kansatsu@sapmed.ac.jp	保健管理センターに毎日体調報告 ※報告は同居家族の経過観察最終日の翌日まで kansatsu@sapmed.ac.jp	接触状況を確認したのち決定する。 kansatsu@sapmed.ac.jp

※北海道外への帰省は、帰省先の流行状況、札幌に戻った後の体調確認期間(14日間)等を考慮して行動すること。

【参考】

①発熱・風邪症状が出現した時の欠席期間の考え方

図1: 臨床実習中の場合

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
その日に 症状消失	消失後 1日	消失後 2日	消失後 3日	発症 4日	発症 5日	発症 6日	発症 7日	発症 8日	実習 再開
症状あり	症状 消失	消失後 1日	消失後 2日	消失後 3日	発症 5日	発症 6日	発症 7日	発症 8日	実習 再開
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 2日	消失後 3日	発症 6日	発症 7日	発症 8日	実習 再開	
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 2日	消失後 3日	発症 7日	発症 8日	実習 再開		
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 2日	消失後 3日	発症 8日	実習 再開			
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 2日	消失後 3日	実習 再開				
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 2日	消失後 3日	実習 再開				
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 2日	消失後 3日	実習 再開				

図2: 学内の講義・演習の場合

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
その日に 症状消失	消失後 1日	登校 可				
症状あり	症状 消失	消失後 1日	登校 可			
症状あり	症状 あり	消失後 1日	登校 可			
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 1日	登校 可		
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 1日	消失後 1日	登校 可	
症状あり	症状 あり	消失後 1日	消失後 1日	消失後 1日	消失後 1日	登校 可

※下記の場合は受診・相談の行動をとること
(1)強い症状がある時はすぐに
(2)比較的軽い風邪症状が(目安として)4日以上続くとき
(3)基礎疾患がある場合は(2)でもすぐに

②「濃厚接触者」の定義

⑨治療とは

家庭内の感染予防

⑩「その他」の例について

- 一緒に過ごした友人(同居者以外)が濃厚接触者になった場合(濃厚接触者と接触していた時)
- PCR陽性者(患者)と対面(基本的には1メートル以内で15分以上)で会話等をした際に、陽性者及び自身がマスクをしていた場合
- PCR陽性者(患者)と短時間同じ空間にいたが、陽性者との濃厚接触がない場合